

# 愛知県立中村高等学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は愛知県立中村高等学校PTAと称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は家庭と学校の積極的な協力により、本校の教育目標に添う心身ともに健康な生徒の育成に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

- 1 総会、常任理事会、理事会を開催する。
- 2 会員の研修および親睦を図る。
- 3 学校の教育的環境の整備充実に努める。
- 4 教職員の研究を助成する。
- 5 その他必要と認められること。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する職員とする。

## 第5章 会計

第5条 本会の経費は会費、事業収入その他寄付金などをもって充てる。

第6条 会費は年額7,000円として、保護者から徴収する。

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8条 本会の資産は第2章の目的達成以外に使用してはならない。

## 第6章 役員

第9条 本会の役員は次の通りとする。

- |   |      |    |            |
|---|------|----|------------|
| 1 | 会長   | 1名 | 保護者        |
| 2 | 副会長  | 4名 | 保護者3名及び校長  |
| 3 | 書記   | 3名 | 保護者2名及び教頭  |
| 4 | 会計   | 2名 | 保護者1名及び事務長 |
| 5 | 会計監査 | 3名 | 保護者2名及び教頭  |
- 役員は任期は1年とし、重任を妨げない。役員は兼務は認めない。

第10条 理事会で選出された理事6名及び教頭からなる推薦委員会が各役員候補を推薦し、総会で承認を得る。

第11条 役員は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、本会を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合にはその代理を務める。
- 3 書記は総会及び理事会の議事を記録する。
- 4 会計は本会の経理を担当し、総会において監査を経た決算を報告する。
- 5 会計監査は会計の監査にあたる。

第12条 会長は必要に応じて顧問を委嘱することができる。

## 第7章 総会

第13条 総会は年1回開く。

理事が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を招集する。

第14条 総会において次の事項を行う。

- 1 役員を選出
- 2 年度計画、年度予算などの承認
- 3 監査を経た年度決算の承認
- 4 その他必要事項

第15条 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第8章 常任理事会

第16条 常任理事会は会長、副会長、書記、会計、会計監査及び常任委員長によって構成する。

第17条 常任理事会の任務は次のとおりとする。

- 1 総会、理事会に提出する議案を作成する。
- 2 総会、理事会での決議事項を執行する。

## 第9章 理事会

第18条 理事会はクラスで互選された理事によって構成し、理事の任期は3年とする。

第19条 理事会の任務は次の通りとする。

- 1 総会に提出する議案を審議する。
- 2 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- 3 その他本会運営上必要な緊急事項について審議検討する。

第20条 理事会は毎学期1回以上開く。

## 第10章 委員会

第21条 本会には常任委員会をおく。

必要に応じて特別委員会を設けることができる。但し任務が終われば解散する。特別委員会の人員、構成は理事会において定める。

第22条 常任委員会は次の4常任委員会とし、理事はいずれかに所属する。

生活委員会 生徒の心身の健全な発達を図る。

進路委員会 生徒の能力・適正に応じた進学指導に寄与する。

厚生委員会 会員の福祉向上に貢献する。

広報委員会 PTA活動を広報する。

各委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選する。

## 第11章 規約の改正

第23条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

附則1 本規約は 昭和60年5月14日から実施する。

2 一部改正 平成12年5月10日から実施する。

3 一部改正 平成18年5月9日から実施する。

4 一部改正 平成21年5月15日から実施する。

5 一部改正 平成26年5月9日から実施する。

6 一部改正 平成27年5月8日から実施する。

7 一部改正 平成28年5月13日から実施する。

8 一部改正 平成29年5月12日から実施する。

9 一部改正 令和元年5月10日から実施する。

# P T A奨学金制度（内規）

**第1条** 愛知県立中村高等学校P T Aの事業として奨学金制度を設けその運用は以下の内規によるものとする。

**第2条** 本制度は本校生徒が在学中不慮の事態のため、学資支弁が困難になった場合、次の規定に従い奨学金を給付し、学業を継続させることを目的とする。

**第3条** 本奨学金の給付は、次の各項に定めるところによる。

- 1 本校生徒にして第2条に述べた状態にいたった場合その保護者は学級担任を通じ給付願（別紙様式1）を提出するものとする。
- 2 総務部長はすみやかに指導部で調査検討し、校内理事会の審議を経て、学校長が給付を適当と認めたととき、直ちに許可するものとする。
- 3 学校長は、前項の給付許可について理事会及び職員会議に報告するものとする。
- 4 給付月額生徒1人につき5,000円とする。
- 5 前項の他災害等特別な事情のある時は一時金として50,000円を限度とし、給付することができるものとする。

6 第4項について年度をこえて継続する場合は年度毎に審査するものとする。

**第4条** 現に給付を受けて生徒が、次の各項に該当するにいたったときは、給付を打切るものとする。

- 1 生徒の生活条件が改善された場合。  
保護者からの辞退届を提出させ、給付願と同様の手続きをとるものとする。
- 2 生徒が給付を受けるに適しなくなった場合。  
校内理事会で決定し、保護者と生徒に通知するものとする。

**第5条** 給付金は、一般会計予備費より支出するものとする。

**第6条** この内規を変更する場合は本会理事会の承認を得なければならない。

附記 一部改正 平成21年4月1日より施行する。

別紙様式1（大きさはA4判）

年 月 日
<b>P T A奨学金給付願</b>
愛知県立中村高等学校P T A会長殿
保護者氏名 印
生徒氏名 印
上記の者下記理由により奨学金の給付をお願いします
理由（できるだけ詳細にかくこと）

## P T A慶弔規約

平成9年1月31日改正

下記の規約により、弔事においては供花を贈る、又事故等には見舞金を贈呈する。但し、本規約の改廃は役員会の決議による。

2 会員ならびに在校生が不慮の災害を受けた時、または教職員の長期にわたる病氣療養のときは、臨時役員会の決議により適宜の方法で見舞する。

1 本校P T A会員に次のような弔事（逝去）のあった場合は、生花一对と金5千円を贈る。

- (1) 保護者の場合
- (2) 在校生の場合